

## ～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。

### 国民年金のポイント

#### ●将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任を持って運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

#### ●老後のためだけではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

また、障害年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」または「子」）が受け取れます。

### 「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

#### ●「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である過程）、1部の海外大学の日本分校に在学する方です。

#### ●「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることが出来ない場合があります。

国民年金のご相談・お手続きについては、下記までお問い合わせください。

■問合せ先 八峰町福祉保健課 ☎0185-76-4608  
鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490

## 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」「納付猶予制度（50歳未満）」「学生納付特例制度」がありますので、八峰町役場の福祉保健課で手続きをしてください。申請書は窓口に着用済みです。

また、申請時点の2年1ヶ月前の月分までさかのぼって申請することが出来ます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、福祉保健課または鷹巣年金事務所でご相談ください。

■問合せ先 八峰町福祉保健課 ☎0185-76-4608  
鷹巣年金事務所 ☎0186-62-1490

## 水道管の凍結にご注意ください！

寒さが厳しくなってきました。気温が氷点下になると、水道管内の水が凍結して、水が出なくなったり、水道管が破裂し高い修理費用がかかってしまう場合があります。

夜間や不在時には、凍止めをするなどしてご家庭の水道管凍結には十分ご注意ください。

### ■凍結しやすい場所は・・・

- ・風当たりの強い場所にある水道管
- ・北向きで日陰にある水道管
- ・建物の外壁などに露出している水道管
- ・家の外にある蛇口

### ■こんな時には特に注意しよう・・・

- ・外気温が-4℃以下になるとき
- ・旅行などで家を留守にするなど、長時間水道を使用しないとき

### ■長期間水道を使わない場合は・・・

畑などの水道で春まで使用しない、長期間の不在で水道を使用しない時などは、水道一時中止の手続きを行うと役場水道係で閉栓に伺います（開閉栓時には、原則立会をお願いしています）。

開閉栓の場合、手数料が400円必要ですが、閉栓期間中の水道使用料はかかりません。

### ■凍結してしまったら・・・

ぬるま湯をかける。

凍結して水が出ない時には、自然に溶けるのを待つか、蛇口をいっぱい開けて、凍った部分にタオル等をかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりとかけてください。

熱湯を一気かけると、ひび割れや破裂を起こすことがあるので注意しましょう。

### ■破裂してしまったら・・・

破損箇所からの漏水が、凍止めで止まる場合はバルブを閉めて水を止めます。

速やかに町が指定する給水装置工事業者へ修理の依頼をしてください。

町が指定する給水装置工事業者は下記までお問合せください。

■問合せ先 建設課 給排水施設係 ☎76-4610



## 新年度の入園児を募集します！

～受付は1月29日（金）まで～



新年度の子ども園入園児を次のとおり募集します。入所を希望する方は、教育委員会学校教育課または各子ども園に「利用申込書兼支給認定申請書（新規入所）・現況届（継続入所）等」を提出してください。

#### ●入所対象児童

生後3カ月以上（令和2年12月31日以前に生まれた児童）

※保育実施の申込期間は、小学校就学時期に達するまでの保育の実施を必要とする期間です。

#### ●申込書類

入所該当児童（平成27年4月2日～令和2年12月31日生）の保護者に申し込み書類を送付します。申込書には必要な添付書類がありますのでご注意ください。詳しくは、送付される案内書をご覧ください。

#### ●年齢の基準日

令和3年4月1日

#### ●入所要否の決定

申込書類を調査のうえ、後日通知します。

#### ●受付期間

1月29日（金）まで

#### ●保育料

- ・3歳以上児…無償
- ・3歳未満児…半額免除

※町内在住で町内の施設へ入所の場合、生計主宰者（保護者）の市町村民税（所得割課税額合算）による判定となります。

#### ●受付場所

◎教育委員会学校教育課幼児保育庶務係（ファガス1F）

◎町内各子ども園

- ・峰浜ポンポコ子ども園
- ・八森子ども園

●問合せ先 教育委員会 学校教育課 幼児保育庶務係 ☎77-2728